

許可型 民間保育所 計画!

平成 22 年度当初予算におきまして、阿児地区に低年齢保育に対応する民間保育所を整備する社会福祉法人に対して、費用の一部を補助し、子どもを安心して育てることができるための保育環境整備の事業計画が認められました。



(仮)かしこじま保育所 建設予定地

事業者名等	社会福祉法人 洗心福祉会 保育・介護・障がい・医療など幅広く社会福祉事業を展開 保育所は津市と松阪市で 3 園を運営、津市に 4 園を建設中 市内では「豊寿園・真珠荘」などの老人福祉施設を 7 カ所運営する
保育所名	(仮称) かしこじま保育所
建設予定地	阿児町神明 878 番地 (洋菓子店おとべ西側・県道沿) 洗心福祉会シルバーケア豊寿園隣接地
開所年月	平成 23 年 4 月開所予定
保育内容	定員 90 人 (0 歳児・1 歳児各 9 人・2 歳児・3 歳児・4 歳児・5 歳児各 18 人予定) 乳児保育 (生後 57 日目から)、延長保育 (午後 7 時まで) 障がい児保育可
保育規定	認可保育所につき市の監督管轄となる入所手続きは市が窓口となり、保護者の負担なども市の保育所と同等

保育所整備事業費	=	国補助額	+	市補助額	+	事業者負担額
総額 1 億 7,988 万円		7,614 万円		3,807 万円		6,567 万円



阿児町第三保育園

なお阿児町第二保育所の平成 23 年 3 月 31 日廃止案は 3 月議会で撤回され、阿児町保育所、阿児町第二保育所、阿児町幼稚園はこれまで通り 3 カ所が平成 24 年 3 月 31 日まで運営されることになりました。この間の経過と状況を検討したうえで今後の保育所・幼稚園施設統廃合は平成 24 年度以降に実施されることになりました。

平成 22 年度予定 市・道路関係の予算

●市道年間道路維持費として

	除草業務延長	草刈業務委託料
浜島町地内	8.0 km	120 万円
大王町地内	12.0 km	230 万円
志摩町地内	34.0 km	410 万円
阿児町地内	42.0 km	640 万円
磯部町地内	20.0 km	320 万円
志摩市合計	116.0 km	1,720 万円

●市・道路新設&改良費 (補助金付の事業分)

阿児町地区	市道路改良工事等	4 箇所	1 億 3,016 万円
志摩町地区	〃	2 箇所	1,984 万円
市内各地区	市道舗装工事等	全体	2,000 万円
志摩市合計			1 億 7,000 万円

●市・道路新設&改良費 (市単独事業分)

浜島町地内	道路・側溝改良工事等	4 箇所	1,180 万円
大王町地内	〃	3 箇所	1,180 万円
志摩町地区	道路・舗装・側溝改良工事等	6 箇所	2,365 万円
阿児町地区	〃	14 箇所	5,023 万円
磯部町地内	道路・側溝改良工事等	7 箇所	2,560 万円
志摩市合計	市道全域 新設・改良計	34 箇所	1 億 2,308 万円

平成 22 年 4 月から 阿児町の公民館・集会所の業務はこうなる!!

平成 21 年 11 月「財政健全化アクションプログラム」が策定され施設の統廃合による経費の削減方針が示されました。市内の公共施設の中には、旧町間で設置目的や設置内容が同一または類似している施設があり、市民にとって質の高いサービスを最小の経費で提供するために、地域間のバランスを考え、施設の統廃合や、指定管理者制度の導入などの抜本的な見直しを行うというものです。公民館事業とコミュニティ・集会所施設の業務改革について、市と阿児町自治会連合会との協議は平成 21 年 12 月から平成 22 年 2 月にかけて 4 回開催されました。協議の結果、阿児町の公民館・集会所 (地区公民館) は平成 24 年 3 月 31 日までは次のような状態で運営されることになりました。なお今年、連絡所員の業務時間の見直しがあり、9 月 1 日からは半日業務になる予定であります。

<p>阿児町公民館</p> <ul style="list-style-type: none"> ●阿児町の主要生涯学習施設として、公民館事業を阿児町公民館で行う。 ●公民館は市職員が 8 時 30 分～夜 9 時 45 分まで管理する。 ●自治会使用は、従来通り公民館で行う。 ●生涯学習施設・阿児町公民館だけは、教育委員会の管轄である。 	<p>神明地区公民館</p> <ul style="list-style-type: none"> ●神明地区集会所は神明公民館とらじろ集会所である。 ●連絡所を児童館から公民館へ移す。 ●公民館は連絡所員が 8 時 30 分～5 時 15 分まで管理する。 ●夜間の利用は、事前申し込み、カギの受渡し等、使用者が決まり通り行う。 ●自治会使用は従来通り公民館で行う。 	<p>立神ふれあいセンター</p> <ul style="list-style-type: none"> ●立神地区集会所は立神ふれあいセンターである。 ●連絡所を保育所からふれあいセンターへ移す。 ●ふれあいセンターは連絡所員が 8 時 30 分～5 時 15 分まで管理する。 ●夜間の利用は、事前申し込み、カギの受渡し等、使用者が決まり通り行う。 ●自治会使用は従来通りふれあいセンターで行う。 	<p>志島地区公民館</p> <ul style="list-style-type: none"> ●志島地区集会所は志島公民館である。 ●連絡所を保育所から公民館へ移す。 ●公民館は連絡所員が 8 時 30 分～5 時 15 分まで管理する。 ●夜間の利用は、事前申し込み、カギの受渡し等、使用者が決まり通り行う。 ●自治会使用は従来通り公民館で行う。 	<p>甲賀地区公民館</p> <ul style="list-style-type: none"> ●甲賀地区集会所は甲賀公民館である。 ●連絡所を保育所から公民館へ移す。 ●公民館は連絡所員が 8 時 30 分～5 時 15 分まで管理する。 ●夜間の利用は、事前申し込み、カギの受渡し等、使用者が決まり通り行う。 ●自治会使用は従来通り公民館で行う。 	<p>国府地区公民館</p> <ul style="list-style-type: none"> ●国府地区集会所は国府公民館である。 ●連絡所を児童館から公民館へ移す。 ●公民館は連絡所員が 8 時 30 分～5 時 15 分まで管理する。 ●夜間の利用は、事前申し込み、カギの受渡し等、使用者が決まり通り行う。 ●自治会使用は従来通り公民館で行う。 	<p>安乗漁民センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ●安乗地区集会所は安乗漁民センターである。 ●連絡所はこれまで通り漁民センターに置く。 ●漁民センターは連絡所員が 8 時 30 分～5 時 15 分まで管理する。 ●夜間の利用は、事前申し込み、カギの受渡し等、使用者が決まり通り行う。 ●自治会使用は従来通り漁民センターで行う。
---	--	--	---	---	---	---



国府公民館



甲賀公民館



志島公民館



立神ふれあいセンター



安乗漁民センター

なお、指定管理者制度導入は阿児町の集会所では神明自治会へらじろ集会所の管理委託を行っている一例のみであります。集会所等への制度導入での委託料は3年間の実績で通常かかる経費や修繕料等と利用料等の収支を精査して、これに月々 5,000 円程度を事務手数料的に上乗せされて管理委託料は決定されております。委託協定の中で、一件 5 万円以下の修繕料等は管理者の負担となりますが、5 万円以上の費用は、市が対応することになっています。地区集会所等の指定管理契約は 3 年間の実績を踏まえた上に、管理料的な経費も検討し、見直しや協議を十分行いますので、今後は各地の地区自治会が指定管理者制度導入を早急にお受け願いたいとの市の意向であります。